

平成 17 年度指定動物保護対策検討会 開催要領（案）

1. 目的

平成 14 年 4 月に改正された自然公園法において、「特別地域における環境大臣が指定する動物の捕獲等」が新たに規制行為として追加された。平成 15 年 4 月の改正法施行を受け、規制が必要と思われる動物種の選定を行う必要があるが、その為には自然公園内における動物の保護対策の論点及び対応方針を早急に整理することが必要である。

このため、自然公園における指定動物保護対策検討会（以下検討会）を設け、検討事項について検討を行うものである。

2. 構成

- (1) 本検討会では、自然公園における動物について、特に規制が必要であり、その保護対策を行うことが望まれる種について、指定の検討を行うとともに、自然公園内における動物保護に関する対策指針を検討することが求められるため、自然公園及び野生生物、生態系管理等の幅広い分野の専門家等で（財）自然環境研究センターが依頼した検討員をもって構成する。
- (2) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了承を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

3. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然公園内における動物の保護のあり方に関する事項
- (2) 指定動物の種の選定方針に関する事項
- (3) 指定動物の種の選定とその保護施策に関する事項

4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5. 会議の公開

- (1) 検討会の会議については、希少動植物の生息状況等に関する情報が含まれるため非公開とする。
- (2) 検討会の会議資料及び議事要旨については、検討会の了承を得て公表するものとする。

6. 庶務

検討会の庶務は、（財）自然環境研究センターにおいて行う。